

○静岡県警察救急法訓練推進要綱の制定について

(平成19年10月3日例規養第107号)

みだしのことについて、別添のとおり「静岡県警察救急法訓練推進要綱」を定め、平成20年4月1日から施行するので効果的な運用を図られたい。

別添

静岡県警察救急法訓練推進要綱

第1 目的

この要綱は、静岡県警察における救急法訓練を効果的に推進するため、訓練推進体制、訓練の基準等を定め、職員が事件事故等の現場における要救護者に対し、救急隊員又は医師に引き継ぐまでの間、一次救命処置、応急手当等を適切に施すことができるよう、救急法に関する知識及び術技の修得並びに向上を図ることを目的とする。

第2 訓練推進体制の確立

1 救急法訓練統括責任者

- (1) 県本部に救急法訓練統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、教養課長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、救急法訓練を計画的かつ確実に実施する責を負うものとする。
- (3) 統括責任者は、救急法指導者を指揮し、実効ある訓練の実施に努めるものとする。

2 救急法指導者

- (1) 救急法指導者は、日本赤十字社静岡県支部等（以下「日赤支部」という。）が実施する救急法指導員養成講習の課程を修了し、赤十字救急法指導員の資格を有する警部補以上の階級にある警察官又は同相当職以上の警察行政職員で本部長が指定した者とする。
- (2) 県本部教養課（以下「教養課」という。）、警察学校その他必要と認められる所属に救急法指導者を置く。
- (3) 救急法指導者は、自所属の救急法訓練の指導に当たるとともに、各所属の要請に基づく巡回指導を行うものとする。

3 所属救急法訓練責任者

- (1) 所属に救急法訓練責任者（以下「訓練責任者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 訓練責任者は、所属における救急法訓練を計画し、確実に実施する責を負うものとする。
- (3) 訓練責任者は、所属救急法訓練推進責任者を指揮し、実効ある訓練の実施に努めるものとする。

4 所属救急法訓練推進責任者

- (1) 訓練責任者は、警部以上の階級にある警察官又は同相当職以上の警察行政職員の中から所属救急法訓練推進責任者（以下「推進責任者」という。）を指定するものとする。
- (2) 訓練責任者は、推進責任者の指定及び解任をする場合には、所属救急法訓練推進責任者等指定（解任）承認上申書（様式第1号）により、本部長の承認を受けなければならない。
- (3) 推進責任者は、年間を通じて効率的かつ効果的な訓練計画を定め、訓練責任者に報告するとともに所属救急法訓練指導者を指揮し、職務内容に応じ必要と認められる職員に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得を図るため、救急法訓練を毎年1回以上実施するなど、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

5 所属救急法訓練指導者

- (1) 所属救急法訓練指導者（以下「所属指導者」という。）は、日赤支部が実施する救急法救急員養成講習、水上安全法救助員養成講習等の課程を修了し、赤十字救急法救急員、赤十字水上安全法救助員等（以下「赤十字救急法救急員等」という。）の資格を有する者又は静岡県警察職員の術科技能等の検定に関する訓令（平成5年県本部訓令第9号）第2条に規定する救急法（以下「警察救急法」という。）の上級を有する者とする。
- (2) 訓練責任者は、所属指導者の指定及び解任をする場合には、所属救急法訓練推進責任者等指定（解任）承認上申書により本部長の承認を受けなければならない。
- (3) 所属指導者は、推進責任者の指揮の下、実効ある訓練の実施に努めなければならない。

第3 訓練の基準

救急法訓練は、救急法指導者、所属指導者又は赤十字救急法指導員の資格を有する部外講師の指導の下において、日本赤十字社の赤十字救急法基礎講習教本及び赤十字救急法講習教本に準拠し、救急法訓練の基準項目（別表）について行うものとする。

第4 救急法指導者等の計画的な育成等

- 1 統括責任者は、救急法指導者を育成するため、指導者として適性を有すると認められる者に対し、赤十字救急法指導員の資格の取得に必要な講習、専科等を受講させ、救急法指導者の計画的な育成に努めるものとする。
- 2 統括責任者は、救急法指導者に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得をさせるため、赤十字救急法指導員の資格の継続に必要な日赤支部主催の研修会へ参加させるものとする。
- 3 訓練責任者は、所属指導者を育成するため、所属指導者として適性を有すると認められる者に対し、赤十字救急法救急員等の資格又は警察救急法の上級の取得に必要な講習、専科等を受講させ、所属指導者の計画的な育成に努めるものとする。

- 4 訓練責任者は、所属指導者に対し、救急法に関する最新の内容の知識及び術技の修得をさせるため、赤十字救急法救急員等の資格の継続に必要な日赤支部主催の研修、教養課主催の研修会等に参加させるものとする。

第5 関係機関との連携

- 1 統括責任者は、救急法訓練の実施に関し、日赤支部、消防本部、医療機関等（以下「関係機関」という。）との連携に努めるものとする。
- 2 訓練責任者は、必要と認められる場合には、関係機関の協力を得て、救急法の指導について専門的知識及び技能を有する者を招へいし、訓練を実施するものとする。

第6 報告

訓練責任者は、次に掲げる事項について、統括責任者を經由して本部長に報告しなければならない。

- 1 救急法訓練年間計画書（様式第2号）
- 2 救急法訓練実施結果報告書（様式第3号）
- 3 救急法活用事例報告書（様式第4号）